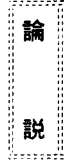




Title	ドイツにおける比較法の発展(2)
Author(s)	五十嵐, 清
Citation	北大法学論集, 21(1), 68-90
Issue Date	1970-08
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27891
Type	bulletin (article)
Note	論説
File Information	21(1)_P68-90.pdf



[Instructions for use](#)



ドイツにおける比較法の発展 (2)

五十嵐 清

目次

まえがき

一 前史

二 一九世紀前半

三 一九世紀後半(以上二〇卷四号)

四 二〇世紀前半(二4まで本号)

四 二〇世紀前半

一 「ドイツ的法思考の孤立」時代——第一次大戦終了まで

1 一九三三年二月八日、ベルリン法曹会 (die Juristische Gesellschaft zu Berlin) をめぐって、自由法運動の担

い手の一人であるヘルマン・イザイ (Hermann Isay) は「ドイツ的法思考の孤立 Die Isolierung des deutschen Rechtsdenkens」と題する講演を行なった。この講演は、二〇世紀初頭以来第一次大戦終了までのドイツの比較法の状況を批判的に明らかにしているもので、まず、ここでその要約を試みることにする。

第一次大戦前のドイツは、その発展の頂点に達したが、法生活においても同様であり、その法と法学は国際的評価を受けた。とくに、フランスの法学者はドイツより多くを学んだ。これに対し、当時のドイツの法文献は外国の法学をほとんど完全に無視した。たとえば、ウイントシャイト・キップ (Windscheid-Kipp) のパンデクテンも、デルンブルク (Derenburg)、エンネクツェルス・ヴォルフ・キップ (Enneccerus-Wolff-Kipp)、エンデマン (Endemann)、コザック (Cosack) のドイツ民法教科書も、その他、商法、憲法、行政法の代表的教科書、体系書も、外国文献の引用を一切していない。このことから、当時のドイツの法学は完全に孤立していたことが分る。しかし、孤立の原因の説明は容易ではない。けっして語学力が問題なのではない。ドイツの学問自体は、当時孤立していなかった。そこで、法生活の領域におけるドイツ精神の孤立が問題となる。⁽¹⁾

この点で、エリッヒ・カウフマン (Erich Kaufmann) は、「新カント法哲学に対する批判」(一九二二年)において、社会生活の問題に関するドイツ的思考と西ヨーロッパ・アメリカ的思考との間の大きな断層の原因を、カント哲学と歴史学派の二点に求めた。⁽²⁾これに対し、イザイは、カントの法思想自体は、西欧思想とくにルソーの影響を強く受けたものであり、また、歴史学派のサヴィニーはフランスとイギリスに影響を与えているとして、二点とも反対した。彼によれば、その原因は、プロイセンの国家感情に求めるべきであり、それは一八世紀のクリスチャン・ヴォルフ (Christian Wolff) の警察国家観にさかのぼる。これに対し、イギリス、フランスでは国家に対する個人の尊厳が強調された。ドイツでも一九世紀中葉には西欧的自由思想の影響の下で両者の差は潜在化した。一八七一年の

ドイツ帝国建設以来、ドイツ的思考と西欧的思考の距離はようやく顕在化し、それは第一次大戦によって何人の眼にも明らかなものになった、とされる⁽³⁾。

つきに、イザイは、外国法文献の無視が、ドイツの法学と判例に与えた結果について、具体的に例証している⁽⁴⁾。

(1) 法源論において、成文法に対し慣習法と学説がどの程度法源として見られるべきかという問題は、ほとんど論じられていない。フランスには、ジェニー (Geny) とランベールの研究があり、それはドイツにとっても有益である⁽⁵⁾。

(2) 国際私法における契約の準拠法の問題については、イギリス法における契約履行地に関する事実的概念が参考になるが、これも完全に無視されている。

(3) 危険責任については、フランスでもはげしい討論の対象になっており、ジョスラン (Josserand) やサレイユなどによるすぐれた文献が発表されているが、これについてもドイツの教科書は言及していない⁽⁶⁾。

(4) 人的会社の本質論のためには、イギリスのバートナーシップおよび私会社との比較が有益であるが、それがなされていない。

(5) 戦前契約に対する戦争の影響の問題は、現在ドイツ裁判所が直面しているところであるが、この点では英米法が豊富な判例をもっているにもかかわらず、利用されていない⁽⁷⁾。

(6) 裁判過程の問題はきわめて重要であり、フランスではジェニーのすぐれた研究があるが、これもドイツで参照されていない。この問題に関する近時のケルゼンやザンダー (Sander) の純粹法学的研究は、方向が誤っている。

(7) 比較法学は一時ドイツで強い関心の的となった。しかし、その大部分は、法の本質一般への深い洞察や生けるドイツ法の発展を目標とする本来の比較法ではなくて、比較法史学か、比較研究を含まない外国法の素材の単なる蒐

集、にすぎない。「比較法学雑誌」の既刊分(三九卷)を通覧すれば、ベルンヘフトが巻頭論文で定立したプログラムが実現されなかったことは明らかである。そこには、原始民族や自然または半文化民族に対する偏愛が見られ、フランス・イタリア・アングロサクソン法はほとんどとりあつかわれていない。また、「比較法学および経済学の国際協会」の出版物も全体としては同様の欠陥がある。それでも、この欠陥は一九〇〇年まではドイツ法学にとって重要ではなかった。というのは、ドイツ普通法学はその本質において比較法学であったからである。民法典の制定後まもなく、フランスのランベールにより、私法の法典編纂の法学に対する危険性と、その対応策としての比較法研究の必要性が指摘されたにもかかわらず、⁽⁸⁾それもドイツでは無視されている。それ以来、比較法に対する関心は減少した。ホルダック(Holdack)は、その近著において、比較法に対する関心の欠如を自然法に由来するとしているが、⁽⁹⁾それも正当な説明ではない。⁽¹⁰⁾

以上のように、イザイはドイツ法学の孤立の結果について詳論した後、例外現象の存在にも言及したが、そのようなものとしては、フランス法の影響をうけたコーラーの特許法教科書、同じくフランス法の影響の下にあるオットー・マイヤー(Otto Mayer)の行政法教科書(ただし、マイヤーの後期の業績の中ではフランス法学者は無視されている)、グナイスト(Greist)によるイギリス行政法の影響があげられるにすぎない。そして、以上のようなフランス・イギリス法の無視は、学問上のみならず、実際上も、混合仲裁裁判所の争訟におけるドイツの敗訴となつて表われている。今後の国際貿易の発達のためにも、この両国法の知識は不可欠である。⁽¹¹⁾

このあと、イザイは、さらに法哲学上の問題、国家と個人の問題、および国際法上の問題について論じているが、本稿のテーマと関係が少ないので省略し、結論の部分に移る。ここで、彼はふたたび比較法の必要性を強調し、「ドイツ法学、ドイツ法およびドイツ国民は、その精神的孤立から抜け出なければならぬ。それらはふたたび西欧の法

思考との接触を得なければならぬ。この点で指導者かつ教師たることこそ、法律家の任務である。私法学にとっては、方法と目標がすでに示されている。それは、外国法の知識、外国、とくにフランスとイギリスの法文献の知識、および比較法である。とくに比較法の刺戟的な力は、ドイツ法学のためにふたたび得られなければならない。「ふたたび得るとは、前述のように、普通法の時代のドイツ私法学はそれ自体比較法学であったからである。「今こそ、ドイツ法学がふたたび比較法の意義を自覚すべき時期である。」それは、大学のカリキュラムの中に表現されなければならない。そのためには、第一次国家試験に外国法の知識が、少なくとも選択科目として課せられるべきである。」¹³⁾

以上が、イザイの講演の概要である。要するに当時のドイツ法学の国際的孤立の事実とその原因を指摘し、比較法の発達の必要性を強調したものであるといえることができる。

2 この講演は当時のドイツ法学者に大きな衝撃を与えた。その後、ラーベルやラインシュタイン (Reinstein) により、イザイの主張は、若干の誇張は免れないにしても、「その本質において決してまちがっていない」ことが確認された。¹⁴⁾ 以下、ラインシュタインにしたがって、若干の補足を¹⁵⁾する。

ラインシュタインによっても、第一次大戦前のドイツ法学は本質的にドグマチックであった。それは実務との結びつきはあったが、批判はなく、哲学への配慮は見られず、外国法との比較にも注意が及ばなかった。例外として、イエーリングの後年の業績、コーラーの民族学的法学があげられるほか、現代法の比較も無視されたわけではなく、一三巻にわたる「世界の商法」が刊行された¹⁶⁾、またベルリンに学会が組織された(前述)が、しかし、それらの活動はドイツ法自体に対しては、ほとんど影響を与えなかった。それに対する例外としては、わずかに無体財産法の分野におけるコーラーの活躍などがあげられるにすぎない。¹⁶⁾ ドイツ法学の主要領域である私法においては、民法典施行後の一〇年間は、イザイの指摘するように、外国法に対する驚くべき無関心が支配した。方法論的問題についても、

同様である。⁽¹⁷⁾

このような外国法に対する無関心の原因として、ラインシュタインも、それは語学力のせいではなく、一応、民法の成立のためであると考ええる。民法典自身は当時の比較法の所産であるにしても、⁽¹⁸⁾その後の法曹の関心は法典の解釈・適用に集中したからである。しかし、以上の説明では十分ではない。本来に比較法に対する必要性が痛感されたら、それは試みられたであろう。しかし、そのような必要性は感じられなかった。「本来の意味の比較法は、自国法を批判的に評価するために、それを外側から観察することを意味する。」⁽¹⁹⁾しかし、当時はドイツにかぎらず、一般に無批判的な時代であり、人々は進化と進歩を信じていた。とくに、ドイツでは政治的・経済的繁栄がその傾向に拍車をかけた。したがって、イザイの所説は、多少の誇張はあるにしても、まちがっていない。ただし、まさに当時、時代は変わりつつあったのである。

3 以上が、イザイとラインシュタインによって指摘された、二〇世紀の当初二〇年間のドイツ比較法の状況である。一九世紀後半に、主として民族学的法学という形ではあるが、それなりに法学の中に一定の地位を築きつつあった比較法が、ふたたび法学者の関心の外におかれたことが明らかである。コーラーをはじめとする比較法の先覚者はあくまでも例外的存在であった。当時のドイツ法学、とりわけその中心にある私法学は、比較法的視野をもたずに形成された。比較法の発達の基準の一つとして、一国の法学自体に対するその貢献度が考えられるとすれば、貢献度がゼロに近かったこの時期は、なお比較法が不振であったといわなければならないであろう。

この時代の比較法不振の原因として、イザイの説くところは、わが国の学者のドイツについての通説的見解と一致していると考えてよいであろう。ただ、この種の説明は往々にして主観的なものになりやすく、実証性を欠くきらいがある。⁽²⁰⁾むしろ、ラインシュタインの所説の方が、ドイツ比較法の発展史の立場からいえば、適切であるように思わ

れる。第一次大戦の敗北が、比較法の躍進の契機となるからである。

また、イザイはドイツ法学の孤立性を強調するあまり、他の国の比較法の実情を過大評価したのではないか、という点も問題である。グッツヴィラー (Gutzwiller) によれば、一般にヨーロッパでは、「急速に開花し、『創設者時代』の精神によって担われた比較法学の生命は、二〇世紀の到来後、ふたたびしぼんだ。……(若干の例外はあるが)、一八九〇年より一九一四年までの世代は、世界市民主義に対して関心をもたなかった。」とされる⁽²¹⁾。いま、この問題について実証的に検討する余裕はないけれども、ヨーロッパの中では、ドイツ法系に属し、したがってドイツ法に関心をもつオーストリアやスイスはもとより、サレイユ、ランベールを指導者とするフランス、もともとフランス法やドイツ法に対する関心の強いイタリアに較べると、やはりドイツの状況の方が、ひどかったということができよう⁽²²⁾。

この時期のドイツ法学、とくに私法学は、なお国際的な評価をえていた⁽²³⁾。わが国が学説継受の対象としたドイツ私法学は、しかし、まさにこのように国際的に孤立した法学であった。このことは、われわれが今日の日本の私法学の体質を理解するために欠くべからざる前提である⁽²⁴⁾。

- (1) Isay, Die Isolierung des deutschen Rechtsdenkens, 1924, S. 3-7.
- (2) Erich Kaufmann, Kritik der neukantischen Rechtsphilosophie, 1921, S. 92 ff.
- (3) Isay, a.a.O. S. 7-13. von Terlan, Comparative Civil Law in the Universities, 11 Journal of Comparative Legislation (3rd ser.) 197-8 (1929) 参照。
- (4) Isay, a.a.O. S. 13-19.
- (5) 法源論に関する本格的比較法的研究は、ちうやぐ Esser, Grundsatz und Norm in der richterlichen Fortbildung des Privatrechts, 1956 以下にのみ認められたようにいふ。

- (6) 危険責任に関する比較法的研究を、Esser, Grundlagen und Entwicklung der Gefährdungshaftung, 1941 (一部見られるが、本格的研究は最近よりやむを得ない)。Lambert, Zweigert-Kötz, Die Haftung für gefährliche Anlagen, 1966 参照。
- (7) この問題の本格的検討は、Kegel-Rupp-Zweigert, Die Einwirkung des Krieges auf Verträge in der Rechtsprechung Deutschlands, Frankreichs, Englands und der Vereinigten Staaten von Amerika, 1941 で行なわれた。
- (8) この点は疑問である。北法二〇巻四号三三三頁参照。
- (9) Lambert, La fonction du droit civil comparé, 1903, p. 94 et s. なお、ドイツでも、シューテルマン(一八五二—一九三三)は、民法典編纂による法学の危険性が論じられたが、そこには比較法との結びつきは見られな。Zitelmann, Die Gefahren des bürgerlichen Gesetzbuches für die Rechtswissenschaft, 1896. もともと、シューテルマン自身は、世界法の提唱者であり (Die Möglichkeit eines Weltrechts, 1889. 田中耕太郎・世界法の理論第三卷二一九頁以下) かつ、また、一九〇〇年パリ比較法国際会議では、ローマ・ジュリアン・メインを代表して、比較法の一般理論を発表している。Zitelmann, Des différents rôles et de la portée à attribuer au droit comparé, Procès-verbaux, I, 189; ders. Aufgaben und Bedeutung der Rechtsvergleichung, DJZ 1900, 329.
- (10) Holltack, Grenzen der Erkenntnis ausländischen Rechts, 1919. 本書は、フランス法系における海上船舶の概念を比較研究するものであるが、その前半に一般理論が論ぜられている。著者は、新カント学派の認識論の立場から、従来の比較法学(普通法史学)における批判的精神の欠如の原因を自然法の支配に求めている。S. 4. しかし、本書はその後ほとんど反響を見出さな。
- (11) Isay, a.a.O. S. 19-20.
- (12) Isay, a.a.O. S. 50. ちなみに、このあと、イザイは、最近のプロイセンの国家試験法によれば、外国法が課せられないのみならず、ローマ法の地位も後退し、逆行していると批判している。S. 51. 比較法を国家試験の課目に加えることは、比較法学者の長年の悲願であるが、いまだに実現してない。
- (13) Rabel, Aufgabe und Notwendigkeit der Rechtsvergleichung, 1925, S. 14-18 (Gesammelte Aufsätze III 14-17); Rhein-stein, Comparative Law and Conflicts of Laws in Germany, 2 Chicago L. Rev. 232 (1935). ただし、ラースネルの方がより批判的である。すなわち、イザイは、ドイツで従来実際の比較法として行なわれたものを低く評価するのみならず、然るべき反

- 響なしに終わった比較法促進のための努力を評価しない」として、Rabel, a. a. O. S. 15 Anm. 19. その他、イザイの影響を論じて von Terlan, op. cit. pp. 197-8 ; Rauchhaupt, Die Pflege der modernen ausländischen Rechte, Zvergl. RW 44 (1929), 130.
- (14) Rheinstein, op. cit. 232-8.
- (15) Die Handelsgesetze des Erdballs, 13 Bde, 1906-8. 編集者は、ローラー、マイヤーなど。独語版のほか、英語版、仏語版もあり、文字通りモノメンタルな刊行である。
- (16) イザイの著れていない分野として、一九〇二年よりはじめられたドイツ刑法改正のための外国刑法の比較研究、Vergleichende Darstellung des deutschen und ausländischen Strafrechts, 16Bde, 1905-9. があげられているが、この仕事も、実際のドイツ刑法の理論と実務にはほとんど影響を与えなかったとされる。Rheinstein, op. cit. 235. なお、この叢書の刊行直前にラーンブルンにより書かれた比較法の方法についての小論 Radbruch, über die Methode der Rechtsvergleichung, Monatschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, 1906, 422 は「読む価値がある」。本稿では、二〇世紀以後のドイツ法に対する比較法学の発達史については原則としてあきらむることにするが、この点では Jeschek, Entwicklung, Aufgaben und Methoden der Strafrechtsvergleichung, 1955 (齊藤金作訳・比較刑法のつづき、一九六一年) ; ders., Das Institut für ausländisches und internationales Strafrecht in Freiburg i. Br. 1938-1963. 参照。二〇世紀前半の比較刑法学者としては、フランツ・フォン・リスツ (Franz v. Liszt, 1851-1919) とカントロヴィツ (Kantorowicz) を逸するものがあなう。
- (17) 例外として、自由法学派のカントロヴィツ (Kantorowicz) がシホニーに学んだことがあげられる。Rheinstein, op. cit. 236.
- (18) ドイツ民法典がただけ比較法研究の所産であるかは問題である。法典編纂のための比較法の必要性については、すでにメンソントの強調するところであったが (北法二〇巻四号三三三頁参照)、実際は当時のドイツに適用されていた法典の比較がなされたにすぎない。Rheinstein, op. cit. 236-7. なお、近時デレにより、民法典編纂に対する比較法の役割の重要性について指摘がなされているが、実例としてあげられているのは、フランス法のほか、ドイツ法系に属するスイス法の事例である。Dölle, Der Beitrag der Rechtsvergleichung zum deutschen Recht, in : Hundert Jahre Deutsches Rechtsleben, II, 1960, S. 25-28. 最近のドイツの立法が文字通り比較法の所産でもあるものに較べれば、格段の差がある。
- (19) Rheinstein, op. cit. 237.

(20) たとえば、イザイの講演の中で、国家主義はけっしてプロイセン精神の特性ではない、代表的プロイセン人であるカントもワイルヘルム・フォン・フンボルトもフォン・シュタインも、国家主義とは関係はない、シュワーベン人であるヘーゲルがその元凶である⁽¹⁾と論じている。Jsay, a. a. O., S. 52.

(21) Gutzwiller, Rechtsvergleichung in kontinentaler Sicht, in: Elemente der Rechtsidee, 1964, S. 121 f.

(22) Rheinstejn, op. cit. 237-8. note 24. なお、法学の国際的孤立については、英米法系の方がはなはだしくとくに、アメリカは第二次大戦まで孤立を続けた⁽²⁾と指摘している。Lorenzen, Book Review, 54 Yale L.J. 886, 888 (1945); Rabel, On Institutes for Comparative Law, 47 Col. L. Rev. 227 (1947) (Gesammelte Aufsätze III 236).

(23) ドイツ私法学の外国に対する影響についての「Schwarz, Einflüsse deutscher Zivilistik im Auslande, 1935, in: Rechtsgeschichte und Gegenwart, 1960, S. 26 ff. 参照。

(24) この点、北川善太郎・日本法学の歴史と理論、参照。

二 第一次大戦後よりナチス時代まで——ラーベルを中心に

1 第一次大戦から第二次大戦勃発までの二〇年間は、後半にナチス時代を含むものの、ドイツ比較法の発展史における躍進の時代であり、一挙にそれを世界における指導的地位にまで高めた時代である。その発展は多角的になされたことはいらまでもないが、ここではその指導者であるエルンスト・ラーベル (Ernst Rabel, 1874-1955) を中心として叙述することにした⁽¹⁾。

2 ラーベルは世界都市ウィーンに生まれた。法学をウィーンのほか、ドイツ、フランスでも学び、早くより比較法的素養を身につけていた。一八九九年に、ローマ法学者ルートウィヒ・ミッタイス (Ludwig Mitteis) に招かれて、ライプツヒで学者としての生活をはじめた。ハーゼル、キール、ゲッチンゲンの教授を経て、一九一六年ミュンヘン大学の教授となった。ラーベルは当初ロマニストとして出発したが、彼がまさに学者生活をはじめた頃、ドイ

ッでは民法典が成立、施行されて、ローマ法は現行法としての意義を失った。このため、当時のロマニストは、ローマ法を歴史的研究の対象とせざるをえなくなつた。ラーベルもこの線に副い、一方ではインテルポラチオの研究をすすめるとともに、他方では、パピルス学をとり入れ、ローマ法を古代比較法史として研究した⁽²⁾。またラーベルはローマ法と近代法との関係にも注意を払い、民法上の制度を学説史的立場から研究した⁽³⁾。以上の点は、ラーベルの比較法を理解するための不可欠の前提である。

かくして、ラーベルは二〇世紀初頭の比較法不振の時代に、すでに比較法的であつた。一九〇九年に発刊された *Rheinische Zeitschrift für Zivil- und Prozessrecht* に編集者として名をつらね、そこで指導的役割を演じたのは、当然であつた⁽⁴⁾。

ラーベルによる比較法の組織的研究は、一九一六年ミュンヘン大学に招かれると同時に、バイエルン政府の協力をえて、そこに「ミュンヘン大学比較法研究所 Institut für Rechtsvergleichung an der Universität München」を設立したときからはじまる。これは当初はささやかな規模ではあつたが、その目的は、(a) 大学法学部における比較法教育にあてる、(b) 外国法文献を整備して実務家に役立てる、(c) バイエルンの裁判所や行政官庁に対し国際私法事件の解決に必要な外国法についての知識を与える、という三点にあつた。しかし、第三の目的のためには、この程度の規模の研究所では全く不十分であつた⁽⁵⁾。なお、ラーベルによるミュンヘン大学比較法研究所の設立とほとんど時を同じくして、一九一七年ハインスハイマー (Karl Heinsheimer, 1869-1929) のイニシアチブにより、かつてツァハリエやミッテルマイヤーの活躍した比較法ゆかりの地、ハイデルベルクの大学に「法経済学および比較法研究所 Seminar für rechtswirtschaftliche und rechtsvergleichende Studien」が設立されたことも注目される⁽⁶⁾。当時すでに比較法の継続的研究の必要性は一部の先覚者には明らかであつたのである⁽⁷⁾。

3 さて、第一次大戦後のドイツにおける比較法の飛躍的發展の要因としては種々のものがある。

(1) 精神的要因としては、敗戦と戦後の政治的社会的經濟的動乱により、ドイツの法律家にとって、実定法体系はもはや不動のものではなくなり、これに対し批判的科学的に対処せざるをえなくなったことがあげられる。人々はまさにドイツ的法思考を問題としたのである。そして、比較法は、法社会学とともに、そのための有力なアプローチであった。⁽⁸⁾

(2) 实际的要因としては、まずヴェルサイユ講和条約により設けられた混合仲裁裁判所での実務上の必要性があげられる。この仲裁裁判所は、ドイツ人と連合国人との間の戦前契約および連合国人のドイツ国に対する債権に関し管轄権をもち、各事件につきドイツと連合国から一人ずつ裁判官が参与するほか、中立国の裁判官が首宰した。この仲裁裁判所の当初の判決はドイツにとり不利なものが多かったといわれる。ドイツの裁判官が外国法を知らない上、ヴェルサイユ条約の正文は英語とフランス語よりなっているため、もともとドイツにとり不利であった。そこで、ドイツが有利な判決をうるためには、外国法とくにイギリス法とフランス法を知ることが急務となった。このために政府により特別の機関が作られ、全国の学者が動員され、研究にあたった。⁽⁹⁾ その結果、(国際政治上の変化のためでもあるが、)混合仲裁裁判所の判決は次第にドイツに有利なものとなった。⁽¹⁰⁾

(3) 第二の実務上の要因は、第一次大戦後のドイツにおける外国貿易の再建である。このために、「ドイツ工業ライヒ団体 Reichsverband der Deutschen Industrie」は、ヘルリン大学教授、パルチ (Josef Partsch, 1882-1925)、テリッシュ (Heinrich Titze, 1872-1945) 及びヴォルン (Martin Wolff, 1872-1953) の協力をえて、「外国法情報センター Auskunftsstelle für ausländisches Recht」を設立し、外国法に関する問いあわせに応ずるほか、一九一九年より *Auslandsrecht* という雑誌を発行し、外国法に関する情報を継続的に提供した。⁽¹¹⁾ また、それより小規模である

が、ドイツ商業者の団体である「ハンザ団体 Hansabund」も、同種のサービスを提供するほか、雑誌、Gesetzgebung und Rechtspraxis des Auslands (1925-1931) を刊行した⁽¹³⁾。

(4) 大戦後は、公法の領域においても比較法の必要性を痛感させた。一九一九年に制定されたワイマール憲法はドイツではじめての西欧型憲法であり、このため西欧諸国の憲法との比較が重要となった。国際法の領域でも、大戦後、諸外国との関係を再建する必要があった。さらに国際司法裁判所の設置により、国際法は「文明諸国により承認された法の一般原則」にもとづくことになったが（国際司法裁判所規程三八条C）、そのためには国際法と比較法の協力が必要となった⁽¹⁴⁾。

しかし、以上のような諸要求をみたすためには、従来程度の小規模の研究機関では全く不十分であった。ここで、カイザー・ウィルヘルム両比較法研究所の設立が要望されたのである⁽¹⁴⁾。

4 ドイツでは、すでに一九一一年に自然科学の研究を促進するため「カイザー・ウィルヘルム科学振興協会 Kaiser-Wilhelm Gesellschaft zur Förderung der Wissenschaften」が設立された。この協会は、主として国庫の補助を受けるが、国とは独立の団体であり、当初は自然科学関係の研究専門の研究所を設置、運営するのが目的であった。それらの研究所は、アインシュタイン等の国際的学者を集め、たちまち世界的名声を博するに至った。第一次大戦後、協会は社会・精神科学の方面にも進出した。大規模な図書館と多くのスタッフを必要とする比較法研究にとっては、このカイザー・ウィルヘルム協会の研究所として発足することが望ましかったのである。かくして、関係者の努力により、一九二五年ベルリンに「カイザー・ウィルヘルム外国公法・国際法研究所 Kaiser-Wilhelm Institut für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht (以下「比較公法研究所」と略称)」、翌二六年「カイザー・ウィルヘルム外国私法・国際私法研究所 Kaiser-Wilhelm Institut für ausländisches und internationales Privatrecht

(以下、「比較私法研究所」と略称)が設置された。前者の初代所長はブルンス (Viktor Bruns)、後者はラーベルであった。両研究所はたがいに協力して、その後ドイツにおける比較法研究の中心機関として発展を続け、一九五〇年「マックス・プランク研究所 Max-Planck-Institut」と改称して今日に至っている。⁽¹⁵⁾

以下、主としてカイザー・ヴィルヘルム比較私法研究所を中心として、その機構や活動について眺めることにしたい。⁽¹⁶⁾

この研究所は、当初はラーベルの指導の下に、ハイマン (Heymann)、⁽¹⁷⁾ ティツェ、ヴォルフ三教授を顧問 (Wissenschaftliche Berater) とし、若干名の Referent と称する研究員、および助手より構成されていた。⁽¹⁸⁾ 研究員は各自特定の部門または外国法を専攻することになっており、全体としてチームワークがはかられた。研究対象としての外国法は一応制限はないとされたが、英米法の研究にとくに重点がおかれた。ソビエト法および東ヨーロッパ法は研究対象外におかれ、⁽¹⁹⁾ アジア法についても同様であった。⁽²⁰⁾ 蔵書数は急速に増加し、一九三五年当時、比較公法研究所の蔵書を合わせて計一八万冊、ヨーロッパ最大の比較法研究所となった。⁽²¹⁾

さて、この研究所は当初よりつぎのような活動をした。

- (1) 政府に対し、立法の準備のための比較法的資料を提供する。⁽²²⁾
- (2) 法律改正や外国貿易上の重要問題に関し、ドイツ商工業の中央機関に勧告を行なう。⁽²³⁾
- (3) 外国の機関と協力して、法の国際的統一を準備する。具体的には、国際連盟の補助機関として一九二六年にローマに設立された私法統一国際協会と協力して、国際動産売買の統一のための仕事が続けられた。ラーベルにより一九三五年に第一次草案が作成され、三六年には「商品売買法 Das Recht des Warenkaufs」の第一巻が刊行された。この仕事は戦前における研究所のもっとも重要な貢献であるといえる。⁽²⁴⁾

説論

(4) 係争中の事件または涉外取引上の実際的法律問題に関連して、外国法に関する情報を提供する。鑑定書(Gutachten)の作成がその主な仕事である。⁽²⁶⁾

(5) 外国の立法、判例および学説の発展について最新の情報を提供する。

(6) 内外の学者の利用に供するために、文献上のデータを整備し、必要な資料を提供する。⁽²⁷⁾

(7) 以上の目的のために、一九二七年より機関誌として Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht (Rabels Zeitschrift) を発刊した。⁽²⁸⁾

(8) 以上のほか、そしてこれがもっとも重要な仕事とされるが、⁽²⁹⁾ 研究員自身の、または研究所のチームワークによる固有の研究がなされなければならない。そのために、研究叢書、Beiträge zum ausländischen und internationalen Privatrecht が刊行された。⁽³⁰⁾

(9) カイザー・ヴィルヘルム研究所は研究専門の機関であるので、比較私法研究所も、原則として教育にはタッチしていない。その代りに各地の大学に設立された研究・教育のための比較法研究機関⁽³¹⁾の研究センターとしての役割を果たしている。

(10) 比較法研究者および実務家の養成機関として機能する。⁽³²⁾

以上のような諸目的を比較私法研究所は確実に遂行し、設立後ただちに世界的な名声をうるにいたった。それは、ラーベルの卓越した指導力と、彼によって選ばれたすぐれた研究員の活躍に負うところが大きいといわなければならない。

かくして、一九二〇年代の後半から三〇年代にかけて、カイザー・ヴィルヘルム比較私法研究所を中心として、比較法に関するラーベル学派が成立した。それは方法論的のどのような特色を有するものであるかについては、次号に

おいて論ずることにした。

- (1) Rheinlein, Comparative Law and Conflict of Laws in Germany, 2 Chicago L. Rev. 238-257 ; Rabel, Die Fachgebiete des Kaiser Wilhelm-Instituts für ausländisches und internationales Privatrecht 1900-1935, in : 25 Jahre Kaiser Wilhelm-Gesellschaft zur Förderung der Wissenschaften, Bd. III, 1937, 77-103 (Gesammelte Aufsätze III 180-213) が主要文献。なおラートルの経歴と業績については、かんたんながら、拙稿「ドイツ私法学者の経歴と業績」北法一巻一号一三四頁参照。より詳しくは、Rheinlein, Gedächtnisrede für Geheimrat Professor Dr. Ernst Rabel, JR 1956, 135 ; Husserl, Ernst Rabel—Versuch einer Würdigung, JZ 1956, 385.
- (2) ローマ法学者としてのラートルについては Kunkel, Ernst Rabel als Rechtshistoriker, Festschrift für Rabel, II 1954, 1 ; H.J. Wolff, Ernst Rabel + Savigny Z. Rom. 73 (1956), 参照。
- (3) 若き日のこの方面での業績としては、担保責任法の研究で、同時に教授資格論文でもある Die Haftung des Verkäufers wegen Mangels im Rechte, T.I, 1902, 民法典の不能法の批判でもある Die Unmöglichkeit der Leistung, 1907 (Gesammelte Aufsätze I 所収) が重要である。
- (4) この雑誌については北法一〇巻四号三四一頁注23参照。
- (5) Rabel, Das Institut für Rechtsvergleichung an der Universität München, 1919 (Gesammelte Aufsätze III 22ff.) ; Rheinlein, 2 Chicago L.Rev. 241. ラートルは晩年になって、比較法研究のための研究所の必要性について、「長い種々の経験から私は、比較法の研究は研究所 (Institutes) の設立によって首尾よく効果をあげる事ができるし、またそうしなければならぬ」と申しあげたい。」と述べている。Rabel, On Institutes for Comparative Law, 47 Col. L. Rev. 228 (1947) (Gesammelte Aufsätze III 236)。なお、ミュンヘン大学比較法研究所はラートルの転出後は、Riezler (1873-1953, Internationales Zivilprozessrecht, 1949) などで著名。遺傳文は Ferid, Rabels Z 18, 70) と Neumeyer (1869-1941, 国際私法と国際行政法の分野で活躍。ナチスの犠牲となる。Gutzwiller, Karl Neumeyers Persönlichkeit und Werk, Rabels Z 27, 402参照) によって承継された。現在は Ferid (1908—, Internationales Erbrecht, Quellensammlung, 1955 ff. の編集などで知られる) が所長。ドイツにおける比較法研究の一つの中心である。

(6) この研究所は、その後数度わたって名称を変更したが、着実に発展し、Institut für ausländisches und internationales Privat- und Wirtschaftsrecht der Universität Heidelberg として今日に至っている。一九六七年にはその五〇周年を記念して、Rechtsvergleichung und Rechtsvereinheitlichung, Festschrift zum 50 jährigen Bestehen……を発行した。その冒頭に掲載された「編者」Gutzwiller, Aus der Frühgeschichte des Heidelberger Instituts für Auslandsrecht (1917-1936) ; Reinhart, Das Institut für ausländisches und internationales Privat- und Wirtschaftsrecht der Universität Heidelberg 1917-1967, Ein Rechenschaftsbericht は、この研究所の歴史を詳細に叙述している。それによれば、最初の研究所は一九一八年所長として Friedrich Karl Neubecker (1872-1923) を迎えた。ノイニッカーはここに近代法の比較に関心を有し、Zwang und Notstand in rechtsvergleichender Darstellung, I, 1910 ; Der Ehe- und Erbvertrag im internationalen Verkehr, 1914, などについて、マンテン・ローレン、スラブ三法系に分けて叙述を、法系論としての先駆的役割を果たした（この説は Rauchhaupt (七六頁注③) S.131 ff. により承継発展）。ハイデルベルグでの仕事の中心は、スカンジナビア売買法の代表的体系書のドイツ版 Almen, Das skandinavische Kaufrecht, 3 Bde, 1922 の出版であった。ノイニッカーの死後は、ハインスハイマーとグッツウィラー (1889-、国際私法学者として著名、比較法理論に関する論文は、Elemente der Rechtsidee, 1964 に収録されている) が協力して研究所を運営した。Zivilgesetze der Gegenwart の編集がその間の重要な貢献である。ハインスハイマーは一九二九年に死亡。グッツウィラーは一九三四年ナチスに追われて、スイスに戻り、そのあとは、著作権法の権威として知られる Eugen Ulmer (1903-) が所長となる。なお、六七年現在、Wahl (1903-)、Serick (1922-)、Niederländer (1921-) 三教授が所長、蔵書数は三万六千冊である。

(7) 以上の両研究所より先に、一九一四年キール大学に Niemeyer による Königliche Seminar für Internationales Recht (一九一八年より、現在の名称である Institut für Internationales Recht とする) が創設された。これは国際的法的 (das internationale Recht, 狭義の国際法) のほか、国際私法、比較法および法の統一をめぐむ) の研究の促進を目的としており、比較法研究所としての機能も果たそうとするものであった。この研究所は、その後は主として国際法の研究所として発展を続け、一九六四年に五〇年祭を祝う、Fünfzig Jahre Institut für Internationales Recht an der Universität Kiel, 1966 を発行した。現在、蔵書は五万冊を超え、西ドイツではマックス・プランク公・私法両研究所につぐ蔵書数を誇っている。以上、この研究所の歴史について、Brintzinger, 50 Jahre Institut für Internationales Recht an der Universität Kiel, JZ 1964, 285 参照。なお、キールには一九

一六年以来、Institut für Seeverkehr und Weltwirtschaftがあり、その中には、法律関係の文献も集められている。

(8) Rheinstein, op. cit. 238-9. ただし、結果においてこれだけ成功したかは問題であり、今日の西ドイツ法学はなおこの問題に直面してゐるとは言わなければならぬであらう。

(9) それらの研究は、Partsch と Triebel の編集による Abhandlungen zum Friedensvertrag として公表されている。その中に Rabel, Rechtsvergleichung vor den Gemischten Schiedsgerichtshöfen, 1923 (Gesammelte Aufsätze II 50 ff.) があげられてゐる。Rabel 自身、この混合仲裁裁判のドイツ側裁判官をつとめるなど大に活躍した。

(10) Rheinstein, op. cit. 241-2.

(11) ハルチウ三教授がこの雑誌を編集したのは、五年目（一九二四年）の中途からである。それ以後、この雑誌の内容は著しく充実したが、一九二六年に発展的解消。以後は Rabels Zeitschrift に吸収された。なお、ハルチウはロマンティストであるが、古代比較法史のほか、近代スイス・フランス法にも関心を有し、第一次大戦後のドイツにおける比較法の発展について、ラーヘルとともに指導的役割を果たした。追悼文として、Pringsheim, Gesammelte Abhandlungen I 26 ff.; Lenel, Savigny Z (Rom. Abt.) Bd. 45, V. テンツェの比較法関係の業績について、Heymann, Heinrich Titzze zum 23. Oktober 1942, Rabels Z 14 (1942), V-VIII 参照。ウォルフについては、北法一巻一号一五頁参照（もっとも、ウォルフはベルリン時代にすでに比較法に対して深い関心を有していたことを附加したい）。

(12) Rheinstein, op. cit. 242-3.

(13) Rheinstein, op. cit. 243; Rabel, Rechtsvergleichung und internationale Rechtsprechung, Rabels Z 1 (1927), 5 (Gesammelte Aufsätze II 1); Bruns, Völkerrecht als Rechtsordnung, Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht I (1929), 1 u. III (1933), 445. 後二者は、カイザー・ウィルヘルム両研究所の初代所長により執筆された、それぞれ機関誌の巻頭論文である。

(14) フランスでも、世界最初の本格的比較法研究所といわれるリヨン大学比較法研究所がランペールにより設置されたのが一九二〇年、ケルンにレヴィ・ユルマン (Levy-Ullmann) により、ハンノーヴァー大学比較法研究所が設立されたのが一九三二年であり、まさに當時はそのような時期であったのである。

(15) 比較公法研究所は、戦争の被害を受けた後、戦後はハイデルベルクに移転した。現在の所長は Mosler。一九六六年当時の蔵

書数は二万五千冊、それに一四〇〇種の定期刊物がある。なお、法律関係のマックス・プランク研究所として、一九六五年にフランクフルトに「ヨーロッパ法史研究所」が設立された。所長はCoing。近世私法史の研究に重点がおかれている。Coing, *Forschungsaufgaben des Instituts, Mitteilungen aus der Max-Planck-Gesellschaft* 1968, 338 ff. 参照。さらに、六六年には、フライブルクに「外国刑法・国際刑法研究所」、ミンヘンに「外国特許・著作・カルテル法研究所」が設立された。フライブルクの研究所は、ミンヘンにより一九三八年に設立された比較法研究所の発展である。現在は Jescheck が所長。Jescheck, *Rechtsvergleichung im Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Strafrecht in Freiburg i. Br. Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft* 1967, Heft 1. (od. *Mitteilungen aus der Max-Planck-Gesellschaft* 1967, 26 ff.) 参照。なお、七六頁注16参照。ミンヘンの研究所は、一九五二年 Reimer により設立され、その後 Eugen Ulmer の指導の下に世界的名声を博していた研究所を吸収したものである。Ulmer, *Rechtsvergleichung und Grundlagenforschung im Urheberrecht und gewerblichen Rechtsschutz, Mitteilungen aus der Max-Planck-Gesellschaft* 1967, 353 ff. 参照。以上で、マックス・プランク比較法研究所は法の全部門をカバーするにいたったとされる。

- (16) この研究所については、Rheinstein, op. cit. 234-5のほか、Wahl, *Le Kaiser-Wilhelm-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht à Berlin, Recueil Lambert*, I, 1938, 673-80 ; Dölle, *Geschichte des Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht in Hamburg, Jahrbuch der Max-Planck-Gesellschaft*, 1961, Teil II ; Rheinstein, *40 Jahre Kaiser-Wilhelm-Institut und Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht*, in : *Die Anwendung ausländischen Rechts im internationalen Privatrecht*, 1968 ; Riegert, *The Max Planck Institute for Foreign and International Private Law*, 21 *Alabama L. Rev.* 475 (1969) 。これらのものが一番具体的で、おもしろい。
- (17) ハイマン(一八七〇—一九四六)は、本来ゲルマニストであるが、外国法とくにイギリス法に関心をもち、ベルリン大学のInstitut für Auslands- und Wirtschaftsrechtの所長であった。その比較法理論については、Heymann, *Auslandsrecht, Handwörterbuch der Rechtswissenschaft* I 1926, 425-8参照。一九三七年カイザー・ヴィルヘルム比較私法研究所の二代目所長となる。その他の点については、Thieme, *In Memoriam Ernst Heymann, Rabels Z* 21 (1956), 201参照。
- (18) 研究所発足当初の研究員は、キップ(K. T. Kipp, 1896—)、ライニンニクタイン(1899—)、ケスラー(Friedrich Kessler, 1901—)、ヴァールの四名。助手は五名であったが、その中に、ライザー(Ludwig Raiser, 1904—)の名が見える。なお、一九

七〇年現在のマックス・プランク比較私法研究所は総数三、四〇名の共同研究者を有している。

- (19) この部門については独立の研究機関が必要であるとして、ドレスラウの Osteuropa-Institut にゆずった。したがって、第二次大戦前のドイツにおける東ヨーロッパ法の研究はドレスラウの研究所を中心として発展した。機関誌として、一九二五年より *Zeitschrift für osteuropäisches Recht* を発行。一七年より、メルリンで発行されていた *Ostrecht* と合併、*Zeitschrift für Ostrecht* となり、三四年まで継続した。その後は、またたび *Zeitschrift für osteuropäisches Recht* とし、一九四四年まで続いた。第一次大戦後より一九三四年頃いたるまでのドイツの *Ostrecht* 研究の水準は国際的にも高く評価されていた。その研究史に ついては、Maurach, *Aus der Frühzeit der deutschen Ostrechtsforschung, Jahrbuch für Ostrecht VIII/2* (1967), 7. 西ドイ ツにおける研究の現状については、Hacker, *Die Ostrechtsforschung in der Bundesrepublik Deutschland, Osteuropa-Recht 13* (1967), 223 参照。この問題は別稿(スラヴ研究一五号に発表の予定)で論ずることにした。なお、マックス・プランク比較私法研究所は、現在は、ソビエトおよび東ヨーロッパ諸国の専門研究員を数人擁している。
- (20) フジフ法については、現在においても対象外におかれている。中国法については、近く専門家をうる見込があるが、日本法については見透しがたない。しかし、文献蒐集の意欲はうかがわれる。
- (21) マックス・プランク比較私法研究所は、一九六六年当時、二万五千冊の図書と七〇〇種の定期刊行物を有している。数からいえば、一三〇万冊のアメリカ国会図書館ローライブラリーや一〇〇万冊のハーバード・ローライブラリーに遠く及ばないのみならず、日本の一流大学の法学部図書館にも劣るが、必要なものがよく揃っている点では、世界的に定評がある。筆者自身の体験も、それを裏付ける。
- (22) 戦前では、株式会社法の改正のための Halstein, *Die Aktienrecht der Gegenwart*, 1931 が有名。なお、ホルシュタイン(一九一七)は戦後 EEC の指導者として活躍。戦後では、一九五九年に作成された人格権の保護と借家法についての二つの報告書(前者は、*Der zivilrechtliche Persönlichkeits- und Ehrenschutz in Frankreich, der Schweiz, England und der Vereinigten Staaten von Amerika*, 1960 として公刊)、その他、男女同権に関する多くの論稿がある。
- (23) たとえば、銀行寄託法 (Bankdepotrecht) についての比較法的リポート。Rabel *Z 4* (1930) 445. 最近では、危険責任に関する Zweigert u. Kötz, *Die Haftung für gefährliche Anlagen in den EWG-Ländern sowie in England und den Vereinigten von Amerika*, 1966.

- (24) この仕事は、ドイツの国際連盟脱退により研究所の手を離れたが、戦後も継続し、一九六四年、「国際動産売買に関する統一法」および「国際動産売買契約締結に関する統一法」として成立をみた。それと前後して、こんどは売買契約の実質的有効要件についての統一法の準備がマックス・ブラント比較私法研究所に委託された。研究所は、一九六八年二巻からなる報告書、*Die materielle Gültigkeit von Kaufverträgen* を刊行したほか、統一法の試案を公表した。Rabels Z 32 (1968), 201 ff. u. 342 ff.
- (25) 情報・鑑定活動はこの研究所の存在価値を高めたものであるが、それでも、最初の七年間に作成した情報・鑑定は四〇〇件にすぎず、第二次大戦後の（一九五三年より五八年にいたる）年平均に等しい。研究所は設立以来一九五九年までの間に合計六〇〇〇件の外国法に関する情報・鑑定を作成した。一九五九年以後はその数は減少したとされる。Dolle (注16) S. 14f. しかし、研究員の側からみると、鑑定活動（現在でも研究所の活動の四〇%を占めるとされる）は自由な研究にとって負担とならないわけでもなく、今後の問題を残している。Riegert, op. cit. 484 et seq.
- (26) 代表的な業績として、Kaden, *Bibliographie der rechtsvergleichenden Literatur 1870-1928, 1930* がある。
- (27) 戦前における資料集の出版としては、国際私法の判例集『Die deutsche Rechtsprechung auf dem Gebiete des internationalen Privatrechts』があげられる。これは二年毎にまとめて出版され、今日に至っている。戦後には、むしろ東西ドイツ間の国際私法上の判例を集めた Drobniß, *Sammlung der deutschen Entscheidungen zum interzonalen Privatrecht* が一九五六年以来ほぼ隔年ごとに刊行されているほか、一九五一年以来、Materialien zum ausländischen und internationalen Privatrecht が刊行された。外国法典（キリシヤ民法、イタリア民法）の翻訳のほか、ソベト Makarov, *Quellen des internationalen Privatrechts* が重要である。
- (28) この雑誌は、従来刊行されていた比較法関係の雑誌 *Rheinische Zeitschrift, Auslandsrecht, Blätter für vergleichende Rechtswissenschaft und Volkswirtschaftslehre* の三誌を吸収し、比較法に関する中央誌として発刊されたものである。その刊行目的は、Günther, Rabel, *Zur Einführung, Rabels Z 1 (1927) 1* (Gesammelte Aufsätze III 31) 参照。今日、比較法に関する世界でもっとも権威ある雑誌の「*Journal of Comparative Law*」の前身である。
- (29) Rheinstein, op. cit. 245.
- (30) Nubbaum, *Vertraglicher Schutz gegen Schwankungen des Geldwertes, 1928* などがある。戦前の一七巻刊行した。英米法に関する研究が多い。Wolf, John, *Die Haftung des Verkäufers einer fremden beweglichen Sache in den Vereinigten Staaten*

von Amerika, 1930 ; Friedmann, Die Bereicherungshaftung im anglo-amerikanischen Rechtskreis, 1930 ; Rheinstejn, Die Struktur des vertraglichen Schuldverhältnisses im anglo-amerikanischen Recht, 1932 ; Kessler, Die Fahrlässigkeit im nord-amerikanischen Deliktsrecht, 1932 ; Schlink, Die Ultra-Vires-Lehre im englischen Privatrecht, 1935 ; Eckstein, Das englische Konkursrecht, 1935 ; Abderhalden, Vormund und Mündel im englischen Recht, 1939 がそれ。フランス法に関するものとしては、Wahl, Vertragsansprüche Dritter im französischen Recht, 1935. 民法上の制度の比較考察をしたものとして、Arndt, Zessionsrecht, 1932 ; Kegel, Probleme der Aufrechnung, 1938 ; Blomeyer, Studien zur Bedingungslehre, 1939. がある。チームワークによるものは、戦時中の刊行である Kegel-Rupp-Zweigert, Die Einwirkung des Krieges auf Verträge, 1941. 他は、国際私法に関するものである。以上のモノグラフィイの多くは、今日でもしばしば引用されている。戦後は一九四九年より再刊し、一九六九年までの間に通算三六巻を数える。

- (31) 一九二七年当時のドイツには、すでに言及したミュンヘン(注5)、ハイデルベルク(注6)、ブレスラウ(注9)の研究のほか、比較私法関係の研究機関として、ハンブルクに Seminar für deutsches und nordisches Recht (一九一九年設立、所長は Hoff. 現在でも、Ostrecht 研究機関として知られる) および Seminar für Auslandsrecht, internationales Privat- und Prozeßrecht (初代所長は Mendelssohn-Bartholdy。ナチスに追われたあと、Raape が継ぎ、Max-Planck-Institut が移って来て以来、その所長が兼ねた。英米法に研究の中心がおかれている。一九七〇年現在、蔵書三万五千冊、定期刊行物二〇種)、ケルンに Seminar für Handels- Industrie- und Auslandsrecht (所長は Lehmann, Nipperdey, Planitz)、ケーニヒスベルクに Institut für Luftrecht (所長は Schreiber) があった。Organisation der Privatrechtsvergleichung in Europa, Reber Z 1 (1927), 491 ff. これらの研究機関の所長により比較法関係の講義や演習が行なわれた。一九二八―一九二九年冬学期におけるその現状について、van Terlan, Comparative Civil Law in the Universities, 11 Journal of Comparative Legislation (3rd ser.) 201 (1929) 参照。なお、ドイツの大学の研究機関は Seminar とか Institut という名称を有し、一般に研究所と訳されているが(本稿も然り)、日本の国立大学の研究施設に相当すると考えてよい。日本の研究所に相当する規模を有するのは、マックス・プランク研究所である。
- (32) 一九五五年ラインシュタインによってなされたラーベルの追悼講演によれば、カイザー・ヴァイルヘルム(マックス・プランク)比較私法研究所の出身者中には、当時連邦大臣、連邦政府の Staatssekretär、Forschungsgemeinschaft der deutschen Wissenschaft

の理事長各一名、ドイツおよびアメリカ合衆国の正教授少なくとも一四名、高等裁判所部長一名、名誉教授二名、多数の指導的涉外弁護士、それにフランス、ギリシア、イタリア等で二三名を下らない教授がいたといわれる。Rheinstein, JR 1956, 137. その数は、さらに今日までの間に激増している。(Riegerによれば、現在までに二五名の教授がでたことのみ)。op. cit. 477.)